

# 久米島西中学校いじめ対応マニュアル

## いじめ防止のための基本方針

# 目 次

(ページ)

1 いじめへの基本的な考え方(基本理念) .....	3
2 いじめ防止のための校内体制 .....	4
3 いじめの理解(基本的認識) .....	5
4 いじめの早期発見・早期対応 .....	6
5 いじめが起こったときの対応 .....	8
6 「ネット上のいじめ」への対応 .....	10
7 緊急対応(自殺の企図) .....	12
8 いじめ発見のチェックポイント .....	15
9 いじめ等に関する相談機関リスト .....	17

参考資料「沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～」

(平成29年3月沖縄県教育庁義務教育課)  
2

# 1. いじめへの基本的な考え方(基本理念)

## いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法 H25年定義)

## いじめの対応についての基本的認識

『大人の社会で許されないことは子供の社会でも許されない』

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校(教師)の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学校にもいじめは起こりうる可能性があることから、学校はいじめ問題に迅速かつ組織的に対応しなければならない。そのためには、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての生徒を対象にいじめを起こさないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

## 2. いじめ防止のための校内体制

### 久米島西中学校 校内いじめ対策委員会(生徒指導委員会)

□校長 □教頭 □生徒指導主事（教育相談担当を兼ねる） □学年主任 □養護教諭 □関係教諭

□スクールカウンセラー □その他学校長が必要と認めた者

(内容)

- ・いじめ防止の全体計画の策定を行う
- ・いじめ発見のための調査を行う
- ・関係機関との連携、調整を行う
- ・保護者への対応を行う
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等

### PTA、地域、関係機関等との連携

□ P T A会長 □ P T A健全育成部長 □久米島町教育委員会 □久米島町役場福祉課 □久米島交番

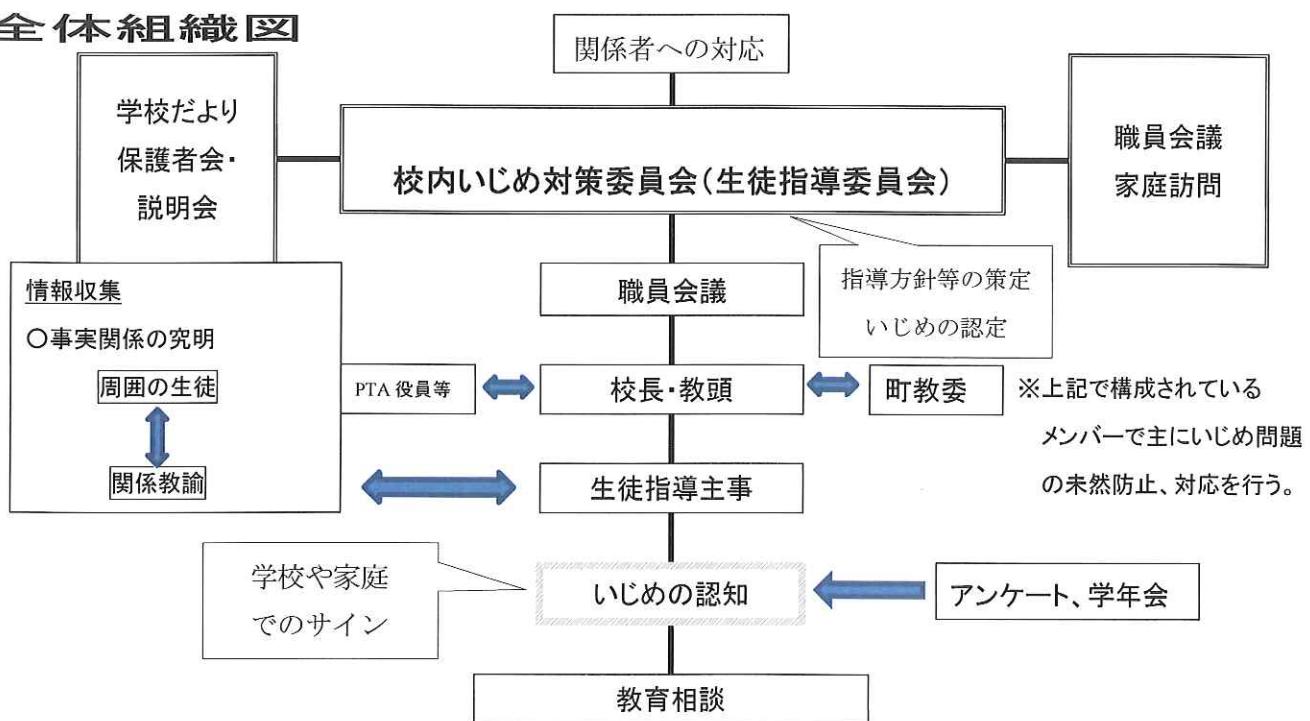
□民生委員 □保護司 □久米島町社会福祉協議会 □沖縄県中央児童相談所 □学校三師 □区長会

□その他学校長が必要と認めた者

(内容)

- ・重大ないじめ事案が発生した場合、校長の要請によりいじめ問題に協力して取り組むことを求める。
- ・いじめ問題の未然防止、対応に協力、助言を行うものとする。
- ・いじめ問題への対応が適切に行われているか校外から客観的・公平に判断するものとする。 等

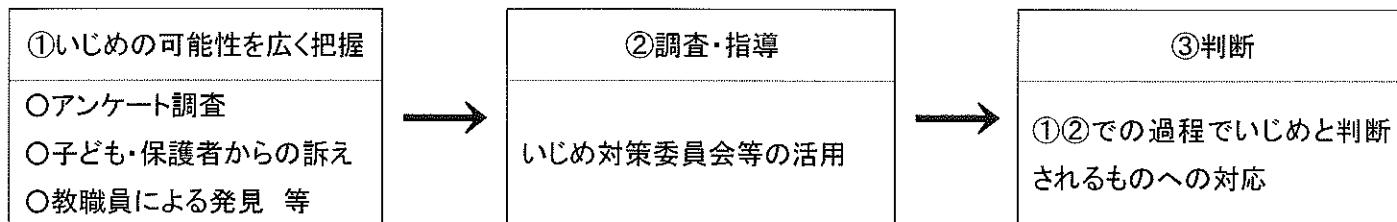
### 全体組織図



### 3. いじめの理解(基本的認識)

#### 1. いじめ認知までの流れ

「どの子どもであってもいじめる側、いじめられる側になりうる」として、いじめにつながる可能性のある全ての事例に対して、適切に対応することが大切である。



#### 2. いじめの種類

##### (1) 暴力

- ・殴る、蹴る、小突く、つねる
- ・頭髪を引っ張る
- ・プロレスごっこに見せかけ痛みつける
- ・足にひっかけて転ばす
- ・周囲を囲み、ズボンや下着を下げる 等

##### (2) 言葉も暴力(冷やかし等)

- ・あだ名や悪口を言う
- ・「○死ね」と言う
- ・やじる、はやし立てる
- ・ヒソヒソ話をする
- ・「きもい」「うざい」「殺す」と言う 等

##### (3) 嫌がらせ

- ・嫌がることをあえてする
- ・壊す、隠す
- ・持ち物にいたずらをする
- ・落書きをする
- ・机を離す 等

##### (4) 仲間外れや集団による無視

- ・相手にしない
- ・知らんふりをする
- ・話しかけない、口をきかない
- ・遊びや運動仲間に入れない
- ・話し合いに入れない
- ・近くに寄らずに避ける
- ・にらみつける 等

##### (5) 言葉での脅かし

- ・「チクるとただでは済まんぞ」等と言う
- ・「ひどい目に遭わせるぞ」と言う
- ・言わされたくないことを何度も言う 等

##### (6) たかり

- ・物品や金銭を要求する
- ・食べ物をおごれと強要する
- ・家から金銭を持ち出すように命じる
- ・万引きをするように命じる
- ・物品の交換を要求する

##### (7) その他

- ・用足し、着替え、食事等の際に覗き込む
- ・用事を言いつけ、相手を酷使する
- ・言いがかりをつけ、不快そうな表情やそぶりをする
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする
- ・虚偽の情報や噂を流す(いいふらす) 等

### 3. いじめの背景

#### (1) 学校における要因

- ①教師と生徒の信頼関係、生徒相互の人間関係がうまく築けない
- ②他者を思いやる心や規範意識が十分に育っていない
- ③授業をはじめとする教育活動が生徒の満足感や成就感を味わえるものになっていない 等

#### (2) 生徒の心理要因

- ①ストレスが身体症状、行動面に表れやすい
- ②不安やイライラ、無気力、抑うつ等の心理状態に陥る
- ③自尊心の傷つきを、暴力、いじめで癒す 等

#### (3) 家庭における要因

- ①基本的生活習慣に係るしつけが不十分である
- ②家庭が「安らぎの場」になっていない
- ③親子の間にふれあいや心の通い合う場面がない
- ④経済的に苦しく、子どもに気がまわらない 等

#### (4) 地域社会における要因

- ①地域における人間関係の希薄化により教育力が低下している
- ②集団遊びや社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい
- ③いわゆる夜型社会により深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい環境になっている 等

#### (5) 社会全体の要因

- ①「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である
- ②社会全体の人間関係が希薄になっている
- ③大人のモラルが低下している 等

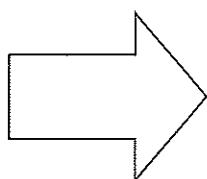
## 4. いじめの早期発見・早期対応

### 1. いじめに係る情報収集、実態の把握について

- (1)教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
- (2)生徒との信頼関係を築くとともに、生徒理解のための生活実態調査や教師間での情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

### 2. いじめに関する情報収集及び実態調査の方法

- (1)生活実態調査(定期アンケート等)
- (2)個人面談、保護者面談、HPでの情報提供
- (3)日常的な観察
- (4)生活点検表(生活日記)
- (5)心理テスト(QUテストの実施)



迅速かつ  
組織的に対応

### ※いじめの判断について

本人や保護者の訴え、目撃情報などがあった場合、直ちに詳細な調査を実施する。いじめかどうか疑わしいようなケースであっても必ず調査を行い、確実に事実確認を行うこと。確認後は、『いじめであるか』『いじめではないか』の説明をする責任があり、そのためにも詳細な確認が不可欠である。

### 3. いじめへの対応(基本的な姿勢)

- (1)「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- (2)「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- (3)学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- (4)いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- (5)いじめを認知した場合、被害者の立場に立ったていねいな指導を行う。
- (6)学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- (7)学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- (8)いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。
- (9)生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- (10)いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- (11)いじめている生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- (12)いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- (13)いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

#### いじめを許さない学校づくりのために

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する
- 「人権の日」の取組の充実を図る。

大切なことは、いじめにつながる可能性のあるすべての事例に対し、適切に対応することである。

## 5. いじめが起こったときの対応

### 1. いじめの被害者への教師の対応

- (1) 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- (2) 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- (3) 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- (4) 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- (5) 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- (6) 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- (7) 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- (8) 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- (9) 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

### 2. いじめの加害者への対応

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるように支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

- (1) いじめを完全にやめさせる。
- (2) いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- (3) いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
  - ・何があったのか？  ・どんなことから？  ・いつ頃からか？  ・どこで？
  - ・どんな気持ち？  ・どんな方法で？  ・誰が(命令)したのか？  ・複数？ 等。
- (4) 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。

- (5)相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- (6)課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- (7)学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- (8)場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- (9)必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

### 3. 観衆・傍観者への対応

- (1)はやし立てことなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- (2)被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。
- (3)いじめは他人事でないことを理解させる。
- (4)いじめを知らせる勇気を持たせる。
- (5)傍観者は、いじめの行為への荷担と同じであることに気づかせる。
- (6)「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- (7)いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- (8)傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- (9)見て見ぬ振りをしないよう指導する。
- (10)自らの意志によって、行動がとられるように指導する。
- (11)道徳教育の充実を図る。
- (12)特別活動を通して好ましい人間関係を築く。
- (13)学校行事を通して、学級の連帯感を高める。
- (14)生徒一人一人が活動できる場を意図的、計画的に設定する。

### 4. いじめられた生徒の保護者への対応

- (1)収集した情報をもとに、いじめの事実を正確に伝える。
- (2)本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- (3)教職員のいじめ問題にたいする真摯な姿勢を伝える。
- (4)信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

#### <確認すること>

- いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
- どんなことから？きっかけは？
- どこで？
- どんな方法で？
- 1対1？複数？グループ？誰が(命令)？

### 5. いじめた生徒の保護者への対応

- (1)収集した情報をもとに、いじめの事実を正確に伝える。
- (2)保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- (3)被害者への謝罪の意義を伝える。
- (4)子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

## 6. 「ネット上のいじめ」への対応

### 1. ネット上のいじめとは

携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に誹謗中傷等を書き込むなど、いじめを行うこと。

### 2. 「ネット上のいじめ」の特徴

\*簡単にいじめができ、教師や親が気づきにくい。

(1)不特定多数の者から 絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

(2)インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

(3)インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

(4)保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。

また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

### (参考)

<b>「学校裏サイト」の実態</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校別に掲示板を作成している。</li><li>・教師、クラスメイト、先輩、後輩などの評判、誹謗中傷等が書き込まれる。</li><li>・身近な大人、知人が実名で語られる。</li><li>・携帯電話からしかアクセスできないサイトが多い。</li><li>・パスワードがないとは入れない。</li><li>・掲示板で、「きもい人ランキング」など悪口が書き込まれる。</li></ul>	<b>「プロフ」の実態</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報…実名、電話番号、学校名、顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報が悪用される。</li><li>・なりすまし…ある子どもの顔写真を勝手に使ってプロフを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。</li><li>・わいせつ画像…サイトへのアクセスを増やすために過激な写真を貼るケースもある。 (写真を貼ることも、閲覧することも問題になり得る。)</li></ul>
<b>SNS(LINEなど)の実態</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人またはグループでのメールなどのやりとりが行われている。</li><li>・アクセスの拒否によるいじめも確認されている。(意図的な仲間外れ)</li><li>・最近では中学生でもスマートフォンの所持率が上がっており、そのことがSNS流行の一因になっている。</li><li>・スマートフォンやパソコン以外でも、ポータブル音楽プレーヤー(iPodなど)でも利用できる。</li></ul>	

### 3. 「ネット上のいじめ」への対応

#### (1)書き込み内容の確認

- ①当該掲示板等のアドレスの確認と記録しておく。
- ②書き込み内容の保存(プリントアウト) ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する 等

#### (2)掲示板等の管理者に削除依頼

- ①管理者への連絡方法(メール)の確認
- ②利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。

※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

#### (3)掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。

※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

削除依頼しても削除されない場合は、警察や法務局へ相談する。

#### (4)インターネットホットラインセンターの活用

※インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供等を行う。

## 7. 緊急対応(自殺の企図)

### 1. 自殺の心理

- (1)ひどい孤立感...「居場所がない」、「誰も自分を助けてくれない」等。
- (2)無価値感...「私なんかいい方がない」「生きていても仕方がない」等。
- (3)強い怒り...自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- (4)思い込み...自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- (5)心理的視野狭窄...自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

### 2. 自殺の危険サイン

- (1)自殺未遂...薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- (2)心の病...うつ病、統合失調症、パーソナリティー障害、薬物乱用、摂食障害 等。
- (3)安心感のない家庭環境...児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ 等。
- (4)独特の性格傾向...極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験 等。

### 3. 自殺直前のサイン

(1)自殺のほのめかし、自殺計画の具体化。	(12)いつもなら楽々できるような課題が達成できなくなる。
(2)自傷行為。	(13)成績が急に落ちる。
(3)行動、性格、身なりの突然の変化。	(14)不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
(4)けがを繰り返す傾向。	(15)投げやりな態度が目立つ。
(5)アルコールや薬物の乱用。	(16)身だしなみを気にしなくなる。
(6)重要な人の最近の自殺。	(17)不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
(7)最近の喪失体験。	(18)自分より年下の子どもや動物を虐待する。
(8)別れの用意(整理整頓、大切なものをあげる等)。	(19)学校に通わなくなる。
(9)家出や放浪をする。	(20)ひきこもりがちになる。
(10)これまでに関心のあった事柄に対して急に興味を失う。	(21)過度に危険な行為に及ぶ。
(11)物事に集中できなくなる。	

#### 4. 対応の原則、留意点

- (1)生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- (2)生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- (3)安易に励ましたり、叱ったりしないで、言葉に出して心配していることを伝える。
- (4)「どんな時にそう思うの？」など、率直に尋ねる。絶望的な気持ちを傾聴する。
- (5)安全を確保する →当該生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- (6)一人で抱え込まない。→組織的に対応する。
- (7)スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- (8)急に生徒との関係を切らず、継続して関われるような配慮が必要である。
- (9)友だちから「死にたい」と打ち明けられるような状況では、信頼できる大人につなぐ。

#### 5. 地域社会・マスコミ等への対応

- (1)窓口は一本化し(管理職)、憶測・推測で発言しないこと。
- (2)確実な事実のみを話す。
- (3)人権及び個人のプライバシーを守る。
- (4)学校だけでなく、PTA、教育委員会なども含めてチームで対応する。

#### 6. 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

- (1)特に配慮が必要な生徒等への対応
  - ①自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール(ボーイ)フレンド、同級生、部活動仲間 等。
  - ②元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたことのある子ども。
  - ③現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。
- (2)スクールカウンセラー等との連携し心のケアに努める。
- (3)校長を中心とした役割連携を行う。
  - ①校長のリーダーシップをもとに対応する。…遺族への対応、保護者会、記者会見等  
→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
  - ②情報の取扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。  
→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない 等。

- ③遺族への対応…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は、連携し対応する。
- ④保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。
- ⑤マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。
- ⑥学校再開(発生後初めて登校する日)…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

#### (参考)

##### <「秘密にしてほしい」という子どもへの対応>

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」などと訴えてくることがよくある。その際、そのことを知った教師だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万一の場合は、責任を問われることにもなりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかも知れない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となる。

## 8. いじめ発見のチェックポイント

### 1. 学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻 欠席 早退 遅刻ぎりぎりの登校 時差登校などが増える
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく おどおどしたり 表情が暗く周囲を気にしたりする
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあつたりする。
- その子を讃めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぽつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言つたりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「○○菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

### 2. 家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない、「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。

- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、疲れなかつたりする日が続く。
- 憋いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したりハツ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聽かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに关心を持つ。

### 3. 教職員間の共通理解・情報連携

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会(部会)でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室(養護教諭)から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

### 4. 地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり 小突いたりしている
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団(遊び)の中で一人だけ様子がおかしい。

地域にもポイントを周知し情報を求める

## 9. いじめ等に関する相談機関リスト

子育てダイヤル・子ども相談(親子電話相談) 098-869-8753

沖縄県立総合教育センター 098-933-7537

沖縄県中央児童相談所(沖縄子ども虐待ホットライン) 098-886-2900

沖縄県コザ児童相談所 098-937-0859

女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) 098-854-1172

子どもの人権 110番 0120-007-110 [http://www.jinken.go.jp/okinawa/okinawa\\_index.html](http://www.jinken.go.jp/okinawa/okinawa_index.html)

インターネット人権相談受付(子ども用)(PC) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談受付(子ども用)(携帯電話) [http://www.jinken.go.jp/soudan/MO\\_CH/0101.html](http://www.jinken.go.jp/soudan/MO_CH/0101.html)

人権相談(那覇地方法務局) 098-854-1215

人権相談(那覇地方法務局沖縄支局) 098-937-3278

人権相談(那覇地方法務局名護支局) 0980-52-2729

人権相談(那覇地方法務局宮古支局) 0980-72-2639

人権相談(那覇地方法務局石垣支局) 0980-82-2004

女性の人権ホットライン 0570-070-810 [http://www.jinken.go.jp/okinawa/okinawa\\_index.html](http://www.jinken.go.jp/okinawa/okinawa_index.html)

沖縄いのちの電 098-888-4343

サポートステーションゆめさき 098-930-1162

サポートステーション沖縄 098-935-5252

那覇市教育委員会学校教育課青少年ダイヤル「なは」 098-832-7867

人権擁護相談(人権擁護委員) 098-862-9955

子ども虐待相談の専用電話 098-862-0593

浦添市青少年センター 098-876-7830

浦添市青少年センター青少年悩み相談 098-876-7830

子ども虐待相談 098-876-1234

糸満市青少年センター 098-995-1957

## 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

いじめの態様	刑法規及び事例
○ひどくぶつかられたり、叩かれたりする。	暴力 (刑法第208条)  第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは拘留若しくは料に処する。 ●事例：同級生の腹を繰り返し殴つたり蹴つたりする。
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをする。	傷害 (刑法第204条)  第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ●事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
○嫌なことをされたり、させられた危険なことをされたり、させられた。	暴力 (刑法第208条)  第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは拘留若しくは料に処する。 ●事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
○金品をたかられる。	強要 (刑法第223条)  第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫をし、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使、親族の生命、人身に義務、自由、務のないことを強制せしめたりする。 2 親族の生命、人身に脅迫をし、前項と同様の方法で強制せしめたりする。 3 前2項の前罪の未遂を犯す者は、罰する。 ●事例：断れば危害を加えないと脅し、汚物を口にいれさせる。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	強制わいせつ (刑法第176条)  第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為を犯した者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に對し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 ●事例：断れば危害を加えないと脅し、性器を触る。
○恐喝	恐喝 (刑法第249条)  第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同様とする。 ●事例：断れば危害を加えないと脅し、現金等を巻き上げる。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盜 (刑法第235条)  第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ●事例：教科書等の所持品を盗む。
○自転車を故意に破損する。	器物損壊等 (刑法第261条)  第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は料に処する。 ●事例：自転車を故意に破損する。

<p>○冷やかしながらかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</p>	<p>○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>	<p>第230条 公然と事實を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事實罰の有無にかかる。2 死者を摘示しても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に處する。</p> <p>●事例：気持ちはち悪く、うざい、などと悪口を書く。</p>
<p>○冷やかしながらかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</p>	<p>○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第222条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>
<p>○冷やかしながらかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</p>	<p>○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第222条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>